

合同会社 USE CASE  
ムジカ！ 月額サービス利用約款

2023年12月1日改定



#### 第1条（約款の適用）

1. 当社は、このムジンカ！月額サービス利用約款（以下「この約款」といいます。）により サービスを提供します。
2. 利用者ごとのサービスの具体的な内容については申込書にて定めるものとします。

#### 第2条（約款の変更）

1. 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
3. 当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。なお、この約款が変更される以前に支払い又は支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、従前のおりとしします。

#### 第3条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

#### 第4条（契約の単位と重複）

1. 利用者は、当社との1の月額サービス申し込みごとに1の契約を締結します。
2. 前項は、利用者が当社の提供する他の製品もしくは役務の契約の締結を妨げるものではありません。

#### 第5条（契約申込みの方法）

1. 契約の申込みをするときは、捺印済みの申込書を紙面郵送もしくはクラウドサインにて提出していただきます。ただし、当社所定のウェブサイト（<https://www.mujinka.net/sns-marketing/apply>）を経由して当社に送信することにより利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

#### 第6条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約の申込みをした者が サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に虚偽もしくは不備があるとき。

(3) 契約の申込みをした者が個人（個人事業主を含む）であり、その年齢が満 18 歳未満であるとき（満 17 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。選択した料金等の支払い方法、利用契約の申込みをした者の国籍等の条件により利用契約の申込みが可能な者に例外がある場合があります。その場合、当社は申込み前に利用契約の申込みをする者に対し、別途カード会社等の規約を提示又は説明しますので、利用契約の申込みをする者はそれに従わなくてはなりません。

第7条 契約の申込みをした者が、第 20 条（利用停止）

(4) の規定のいずれかに該当し、サービスの利用を停止されたことがある又は サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 49 条（禁止事項）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 当社が提供する他のサービスの利用規約に違反があった等の理由により、当社が提供するいずれかのサービスの利用を停止させられているか、又は過去に利用契約の解除等の措置を受けたことがあるとき

(7) 本サービスの提供等が、技術的に困難なとき

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4. 当社は、申し込みを承諾しない場合でも、審査内容、条件等を開示する義務を負わないものとします。

第8条（最低利用期間）

サービスの利用契約には、一定期間の最低利用期間を定めているプランがあります。利用者は、最低利用期間中に中途解約を行うとき、解約が完了した時点で既に支払い済みの月額費用に対して契約終了月までの月額費用の残りの費用の合計額を違約金として当社に支払うことにより、本契約を解約することができます。なお、具体的な契約終了月および最低利用期間は、申込書によって個別に定めます。

第9条（クーリングオフに関する条項と返品特約）

1. 契約者が個人である場合、申込書受領日から 8 日以内はクーリングオフによる解約が可能です。その場合、月額サービス提供契約に係る違約金は発生しません。

2. クーリングオフによって月額サービス契約を解除しようとする利用者が、月額サービスの契約と同時に別の製品も購入していた場合、製品については、新品未開封且つ汚破損などが一切ない場合に限り、製品のお受け取りから 8 日以内に当社に返品を通知することによって当社に返品することが可能です。この場合の送料は利用者の負担とします。ただし、開封済みもしくは汚破損のある場合、利用者は当該製品を返品できないものとし、その料

金は一括にて支払うこととします。

#### 第10条（契約の追加）

利用者は、新たにサービスの提供を受けようとするときは、その契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

#### 第11条（利用者の氏名等の変更の届出）

1. 利用者は、利用者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに サービスの契約事務を行うサービス取扱所に電話にて届出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 利用者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社または当社提携の債権回収会社（別記2に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がその利用者の従前の利用者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその利用者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
4. 利用者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または債権回収会社が届出のあった利用者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前2項の場合において、当社又は債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、当社の故意又は過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、利用者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により利用者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

#### 第12条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

利用者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### 第13条（利用者の地位の承継）

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により 利用者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち

の1人を代表者として取り扱います。

第14条 利用者は、第1項の届出を怠った場合には、第11条（利用者の氏名等の変更の届出）

4. 第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### 第15条（再委託）

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

2. 前項に基づく再委託を行う場合、当社は、再委託先に対して、自己が本規約によって契約者に対して負う義務と同様の義務を負わせるものとし、再委託先が当該義務に違反したことにより契約者に生じる損害については、当社が一切の責任を負うものとします。但し、損害の発生が、契約者の指示、対象サイトの内容等その他契約者の責に帰すべきときは、この限りではありません。

#### 第16条（秘密保持）

1. 利用者と当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方から開示を受けた秘密情報をいかなる第三者に対しても開示もしくは漏洩せず、または、本サービスの利用以外の目的で使用してはならないものとします。

2. 前項の秘密情報とは、利用契約に関し、相手方から、口頭、文書、電磁的記録媒体、その他方法の如何を問わず開示を受けた営業上、技術上の情報（当社が利用者に対して、本サービスに関して作成・提供したチラシ・DMなども含む。）をいいます。ただし、以下の情報はこの限りではありません。

(1) 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った時点で既に公知であった情報

(2) 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った後、自己の責めによらず公知となったと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

(3) 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った時点で既に自己が合法的に保有していたと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

(4) 相手方により開示された情報によらずして独自に開発、または、創作したと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

(5) 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った後、特に機密保持義務に服しないと認められる第三者より適法に開示を受けたと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、法令規則上の義務または政府機関、裁判所、金融商品取引所その他の公的機関からの要請に基づく場合は、当該義務または要請の範囲内で秘密情報を開示することができるものとします。

4. 利用者及び当社は、前項までの開示をする場合、開示者は、開示に先立ち、相手方に対して、開示をすること、その理由、及び、開示をする秘密情報の内容を報告するものとし

ます。なお、開示に先立って当該報告が行えない場合には、開示後直ちに報告をするものとします。

5. 利用者及び当社は、第1項に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を保管、管理するものとします。

6. 利用者及び当社は、相手方から開示を受けた秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、複製または改変してはなりません。ただし、当社は、本サービスの提供に必要な範囲内において、利用者から開示を受けた秘密情報を複製ないし改変することができるものとします。

#### 第17条（解除）

1. 当社は、利用者もしくは利用者の事業・サービスが次の各号の1つに該当した場合、何らの催告なしに直ちに、相手方に対する通知をもって利用契約を解除することができます。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申し立てをし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき

(2) 振出または引受に係る手形または小切手が不渡りとなったとき

(3) 支払いを停止し、または支払不能となったとき

(4) 第三者より、仮差押、仮処分、民事執行、担保権実行または滞納処分の申立等を受けたとき

(5) 資産状態または資金繰りが著しく悪化したとき

(6) 解散、合併、重要な事業の譲渡または経営主体に重大な変更があったとき

(7) 社会的信用を著しく害する事由が生じた行為があったとき

(8) 責任の所在が不明確なものであるとき

(9) 社会秩序を乱す次のような表現或いはコンテンツを含むものであるとき

・暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化するものであるとき

・醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるものであるとき

・性に関する表現で、著しく猥褻性の高いものであるとき

・その他風紀を乱し、または犯罪を誘発するおそれのあるものであるとき

(10) 投機、射幸心を著しくあおるものであるとき

(11) 医療、医薬品、化粧品において、効能・効果に関する記述等が厚生労働省その他行政庁の承認・推奨する範囲を逸脱するコンテンツを含むものであるとき

(12) 非科学的又は迷信に類するものであるときで、ユーザーを迷わせ、または不安を与えるおそれがあるものであるとき

(13) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で利用したものであるとき

(14) 内外の国家、民族などの尊厳を傷つけるおそれのあるものであるとき

(15) 詐欺的なものであるとき、その他違法または不当な商法と判断されるものであるとき

(16) 以上の他、当社が不相当と判断したものであるとき

2. 当社は、相手方が、利用契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて催告してもなおその期間内に違反状態が是正されないときは、相手方に対する通知をもって利用契約を解除することができます。

3. 前項に基づき、当社が利用契約を解除した場合であっても、利用者は利用料金などの一切の債務について全額の支払い義務は免れないものとします。

#### 第18条（期限の利益の喪失等）

1. 利用者は、自身が第17条（解除）各項各号の1つに該当した場合、または、利用契約に定める義務に違反した場合、相手方に対する金銭債務について、相手方からの通知・催告なしに、当然に期限の利益を喪失するものとしまう。

2. 当社は、利用者が第17条（解除）各項各号の1つに該当した場合、または、利用者が利用契約に定める義務に違反した場合、当該事由が解消するまでの間、本サービスの提供を停止し、利用者に本サービスを利用させないことができるものとします。ただし、この場合であっても、利用者の当社に対する利用料金の支払義務は減免されないものとします。

3. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び債権回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 利用者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 利用者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) 利用者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 利用者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 利用者の所在が不明であるとき。

(6) 利用者が保証金を預け入れないとき。

(7) その他利用者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

4. 利用者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### 第19条（遅延損害金）

利用者は、当社に対する金銭債務の支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第20条（利用停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行っ

た当社又は債権回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が利用者本人を確認するための書類を提出していただくまでの間)、そのサービスの利用を停止することがあります。

(1) 債権回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を債権回収会社から受けたとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(3) サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

第21条 第11条(利用者の氏名等の変更の届出)

(4) の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(5) 利用者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金その他の債務又は利用者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

第22条 利用者がそのサービス又は当社と契約を締結している他の当社提供サービスの利用において第49条(禁止事項)

(6) の規定に違反したと当社が認めたとき。

第23条 第40条(保証金)

(7) に規定する保証金を預け入れないとき。

(8) 料金の支払の為の情報(口座振替情報、クレジットカード情報、本人確認書類、および支払手続きに必要な書類一式)が不足している場合、申込み日、又は不備の事実を当社が確認した日から起算して10日以上経過したとき。

2. 当社は、前項の規定によりサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその利用者に通知します。ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第24条(利用者が行う料金契約の解除)

第25条 利用者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。利用者より通知のない場合、当該契約は第52条(再契約と自動更新)

1. に基づき自動的に更新されます。利用者は通知を行わないことが契約を更新したい旨の意思表示であることに同意し、利用者の都合による時、いかなる理由による場合でも、更新を取り消すことはできないものとします。

2. 契約に際して当社から貸与物があった場合、当該貸与物の所有権の一切は当社に帰属し、利用者はこれらを速やか（解約の申し出のあった月の翌月末日に当社必着）に返却するものとします。なお、返送にかかる費用は利用者の負担となります。

第26条（当社が行う料金契約の解除）

第27条 当社は、第 20 条（利用停止）

1. の規定によりサービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

第28条 前項の規定にかかわらず、当社は、利用者が第 20 条（利用停止）

2. 各項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、利用者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。

第29条（手続きに関する料金の支払義務）

利用者は、サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、申込書に規定する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第30条（契約プランの変更について）

利用者は、契約期間中プランの変更はできないものとします。ただし、一度解約（その時点で違約金が発生する場合それを清算）したのちに行う契約においてはこの限りではありません。

第31条（督促手数料の支払義務）

利用者は、当社又は債権回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは督促手数料の支払いを要します。

第32条（受取拒否・受取放置）

利用者が月額サービスの契約と同時に物品の購入を行った場合において、利用者が正当な

理由なく受取拒否、または受取放置を行った場合、当社はその結果当社に生じた往復送料、代金引換手数料、事務手数料を請求することができます。

### 第33条（料金の計算方法等）

1. 当社は、利用者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
3. 料金の計算は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により行います。ただし、料金を日割りする場合には、料金表に規定する税込額に代えて、同表の税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

### 第34条（債権の譲渡）

1. 利用者は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が債権回収会社に譲渡することを承諾していただきます。
2. 前項の譲渡に関して、利用者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
  - (1) 利用者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が債権回収会社に提供すること。
  - (2) 債権回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、債権回収会社から当社へその旨の通知を受けること。
3. 第1項の場合において、当社及び債権回収会社は、利用者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

### 第35条（債権の買い戻し）

1. 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
2. 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および債権回収会社は、利用者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

### 第36条（料金等の請求）

当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は致しかねます。ただし、ホームページ、または電子メールにて利用料金の確認ができる状態をつくるものとします。

### 第37条（料金等の支払い）

1. 利用者の利用契約に係る料金等の支払い方法はクレジットカード払い、及び口座振替によるものとします。ただし、法人契約の場合は、新規お申込の際に限り、請求書払いをお選びいただけます。
2. 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に利用者指定の口座から引落されるものとします。
3. 料金の支払が本条第1項に定める預金口座振替による場合、ご利用月の27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）が振替日となっております。  
※指定金融機関により、翌月3日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）になる場合があります
4. 料金の支払が本条第1項に定める請求書払いによる場合、ご利用月の5日（休業日の場合は、翌営業日）に発行し、ご利用月の月末が支払期日となっております。
5. 利用者は、利用者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
6. 領収書は支払い方法によって異なります。下記領収書が正式な領収書になります。なお、当社から領収書再発行は致しかねます。
  - (1) クレジットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書
  - (2) 代金引換でお支払いの場合、配送会社からの送り状の控え
  - (3) 代金振込みの場合、お振込みの際の払込領収証
  - (4) 口座振替の場合、引落額等が印字された通帳
  - (5) 初回のお支払いがNP後払いの場合、お支払いの際の払込受領書
  - (6) 請求書によるお支払いの場合、お支払いの際の払込受領書
7. 料金未納により当社口座へ直接ご入金される際、利用者の特定ができない場合は、利用者の特定ができた日付をご入金日とさせていただきます。

### 第38条（料金の一括払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、利用者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第39条（料金等の臨時減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
2. 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

### 第40条（保証金）

1. 利用者は、次の場合には、サービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

#### 第41条 第20条（利用停止）

(3) の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。

2. 保証金の額は、当社が別に定める額とします。
3. 保証金については、無利息とします。
4. 当社は、その契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る保証金を預け入れた者に返還します。
5. 当社は、保証金を返還する場合に、利用者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### 第42条（買い戻しによる保証金の充当）

当社は、債権回収会社が請求した料金その他の債務について、利用者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その利用者が当社に保証金を預け入れているときは、その債権（その額が保証金よりも大きいときは、保証金と同額分とします。）を債権回収会社から買い戻し、その額に保証金を充当することがあります。

#### 第43条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

#### 第44条（損害賠償）

当社は、利用者が利用契約に定める義務に違反した場合、または、故意・過失により当社に損害を生じさせた場合、利用者に対して損害賠償（訴訟費用、弁護士費用その他解決に係る費用を含む。）を請求することができる。

本サービスの利用に関し利用者に損害が発生した場合で、当社がその損害を賠償する場合は、当社の賠償すべき損害の範囲は、利用者に直接かつ現実に生じた損害の範囲に限り、当社の予見可能性の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、訴訟費用及び弁護士費用、その他の損害については一切責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

#### 第45条（責任の制限）

1. 当社は、契約に基づきサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その契約に係る全てのサービスが全く利用できない

状態（その契約に係る設備に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、その契約に係る全てのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第33条（料金の計算方法等）の規定に準じて取り扱います。

4. 当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

#### 第46条（免責）

1. 当社は、当社がサービスを提供できなくなったことにより利用者に損害が生じた場合に、それが当社の故意又は過失によって生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2. 当社は、利用契約お申込み受付後、申込書控えの交付を直ちに手配しますが、当社の事務処理状況、運送事情等により利用者への到着が遅延する場合があります。その場合、当社はその間に生じた利用者の損害については、当社の故意又は過失による場合を除いて、その責任を負わないものとします。

3. 利用者は、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとする。当社は本サービスの提供に関して利用者に提供する提供資料、データ、ソースコードの内容、適用等から生じる結果及び損害について、何ら責任を負わないものとします。

4. 対象サイト・アカウントの表示、表現、内容、その他運営等に関してユーザーその他の第三者から当社に問い合わせ、苦情等があった場合、利用者は、自らの責任においてこれに対応するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 当社は、本サービスの利用による対象検索エンジンでの検索結果における対象サイトの表示順位の上昇又は下落、ユーザー数及び売上げ等の増減、外部リンク設置先サイトの内容、ページランク、掲載の連続性、関連検索ワードの表示または削除、その他一切の事項について保証しないものとします。

6. 当社は、検索エンジン（SNS 媒体を含む）の運営、方針、アルゴリズム等の変更、その他検索エンジンの運営に関する事項について何ら制御しえず、これらから契約者に生じた損害、結果について、一切責任を負わないものとします。

7. 利用者は、本サービスの利用に関して、当社に対して提供する資料、ソースコード、その他のデータ及び資料等について、自己の費用と負担においてバックアップの作成、保存等を行うものとし、当社は、その毀滅等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第47条（修理又は復旧）

当社は、当社の設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとし、ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

#### 第48条（承諾の限界）

当社は、利用者から請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

#### 第49条（禁止事項）

1. 利用者は、以下の行為を禁止します。

(1) 当社の提供する機器・設備もしくはウェブサービス・ツールを、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡、もしくは不正にアクセスすること。

(2) 故意に当社の経営及び事業運営に妨害を与える行為を行うこと。

(3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でサービスを利用し、又は他人に利用させること。

2. 利用者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負うこととします。

#### 第50条（利用者に係る情報の利用）

当社は、利用者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（利用者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）において利用します。なお、サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が別に定めるプライバシーポリシーに定めます。

#### 第51条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当社に対して、次の各項に定める事項を表明し、保証するものとし、

2. 自身（その取締役、執行役またはこれらに準ずる者を含む。以下、本条において同じ。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び、過去5年間において反社会的勢力ではなかったこと

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 政治活動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

3. 自身が反社会的勢力と以下の各号の1つにでも該当する関係を有していないこと、及び、過去5年間において当該関係を有していなかったこと

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係

4. 自身または第三者を利用して、相手方に対して、以下の各号の一にでも該当する行為をしないこと

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動や暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

5. 利用者は、自身について、前項に反する事実を発見した場合、または、そのおそれがあることが判明した場合には、直ちに当社にその事実を報告するものとします。

6. 利用者が前2項に違反した場合、当社は、催告その他何らの手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。

#### 第52条（再契約と自動更新）

1. 本サービスの支払期間満了日の1ヶ月前までに利用者及び当社のいずれからも相手方に対する書面による契約終了の意思表示のない限り、同内容の新たな契約が自動的に締結されるものとし、当該契約の支払期間満了後も同様とします。なお、当該再契約締結にあたり契約内容が変更になる場合は別途合意するものとします。

#### 第53条（準拠法）

利用契約は、日本法に準拠して解釈判断されるものとします。

#### 第54条（管轄裁判所）

利用契約に関する一切の訴訟は、福井地方裁判所または福井簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第55条（協議）

利用契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者当社協議のうえこれを決定するものとします。

#### 第56条（本約款の有効性）

この約款のうち、その一部が違法、不当、その他何らかの理由により無効であると判断された場合でも、他の部分の有効性には影響を及ぼさないものとします。

#### 第57条（完全合意）

この約款の内容は、利用契約成立以前の、または利用契約と同時に存在する、書面または口頭による利用者と当社の間は一切の通知、連絡または合意等に優先します。ただし、利用者と当社が、書面によりこの約款の規定を排除する旨の合意をした場合にはこの限りではありません。

#### 第58条（サービス運営会社）

合同会社 USE CASE

公式サイト：<https://www.usecase.jp/>

電話：0776-50-3529（平日 10:00~17:00）

メール：[info@usecase.jp](mailto:info@usecase.jp)